

八王子市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制指導検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第56条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、法第55条第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の種類)

第3条 検査は、「一般検査」と「特別検査」とする。

(1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的かつ計画的に行う検査とし、書面の提出にて行うこととする。

(2) 特別検査

次のいずれかに該当する場合に隨時適切に行う検査とする。

ア 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる指導によつても改善が見られないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(検査の方法等)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 一般検査

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」とする。)第45条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを確認する。

ア 法令を遵守するための責任者を選任していること。

イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること(確認を受けている施設又は事業所の数が20以上100未満の特定教育・保育提供者に限る。)。

ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること(確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。)。

(2) 特別検査

第3条(2)の事案が発覚した場合に、当該特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(3) 指導検査実施の通知

指導検査の実施に当たっては、検査対象となる特定教育・保育提供者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、指導検査時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

- ア 根拠規定及び目的
- イ 対象となる施設等
- ウ 日時及び場所
- エ 検査担当者の所属等
- オ 準備すべき書類
- カ その他必要な事項

(4) 検査結果の通知

検査の結果、勧告等に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

(5) 報告書の提出

当該特定教育・保育提供者に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(検査後の行政上の措置)

第5条 検査の結果、法第55条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備していないため行政上の措置が必要と認められた場合には、法第57条の規定により勧告、命令等の措置等を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。